

## 契約締結後の公表

五軒市民センター管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月1日

水戸市長 高橋 靖

### 1 随意契約の内容

- (1) 業務名 五軒市民センター管理業務委託
- (2) 契約日 令和6年3月28日
- (3) 契約金額 単価契約
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

### 2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階
- (2) 名称 公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会  
会長 綿抜 剛

### 3 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十四条に規定するシルバー人材センター連合であるため。